

特集2

第2回 DHCシンポジウム報告 「街づくりと地域冷暖房—都市インフラと防災」

平成7年11月13日東京銀座ガスホールにおいて、当協会主催の「第2回 DHCシンポジウム」が建設省の後援、社日本熱供給事業協会の協賛を得て、約200名の参加者のもと盛大に開催された。

このシンポジウムは当協会として昨年に引き続き開催したもので、今回は阪神・淡路大震災の被害の記憶もまだ新しい中、「街づくりと地域冷暖房—都市インフラと防災」のメインテーマのもと、防災機能の拡充を視野におさめた都市インフラとしての地域冷暖房施設のあり方を中心に各種講演、パネルディスカッションが行われた。

片岡副理事長の開会挨拶により開幕し、はじめに「都市計画と防災」と題して慶應義塾大学大学院教授・伊藤 滋氏により基調講演が行われ、引き続き「都市防災への取組」と題して建設省都市局都市防災対策室長・沖村恒雄氏により、過去の地震による都市災害の教訓を踏まえて整備されてきた現状の関係法規の説明を織り混ぜながら、行政の観点からの防災機能を備えた都市計画のガイドラインについての講演が行われた。

午後に入り、当協会阪神大震災調査検討会主査・塚越氏から「阪神大震災と地域冷暖房」と題して、今回の地震に伴う地域冷暖房施設の被害、復旧状況の中間報告が行われた。

引き続き、東京商船大学教授・高橋洋二氏の司会のもと、「都市インフラと防災」のテーマでパネルディスカッションが行われ、官民あわせて阪神・淡路大震災の復興が進められている阪神地区から出席された、神戸市水道局技術部計画課課長・村上公彦氏、神戸市都市計画局計画課長・伊賀俊昭氏、関西電力株神戸支店次長・和田道夫氏、大阪ガス株供給部導管チーム次長・木岡良貴氏、日本電信電話株阪神復興推進室次長・永井正樹氏、芦屋浜エネルギーサービス株取締役社長・渡辺泰行氏の各パネラーにより、地震に伴う被害及び復興対策状況を織り混ぜながら、防災の観点からの都市インフラのあり方について熱心な討議が行われた。

最後に安孫子専務理事より、都市インフラの一環としての地域冷暖房施設の一層の普及を祈念して閉会の挨拶を行い、閉幕した。

本講演録は、この内伊藤 滋教授の基調講演と建設省・沖村恒雄氏の講演の概要である。



都市計画と防災

慶應義塾大学大学院

教授 伊藤 滋

1. 地方分権推進の動き

私はいま「地方分権推進委員会」というところで「街づくり部会」の専門委員をしている。地方分権は、昔から自治省の影響力の強い「地方制度調査会」という国の審議組織が取扱ってきた。この組織は、国の権限を県と市に下ろせと、ずっと言い続けてきたが、なかなか期が熟さないということで空振りばかりしていた。しかしこの2~3年の間に、行政改革規制緩和の動きとともに、この地方分権を進めようと言う動きが政治の中から出て来た。その結果、1995年8月にこの推進委員会が法律によって出発した。

2. 総理大臣の権限にも変化が

この2~3年の政府の動きには、これ迄みられなかった新しさがある。日本の総理大臣には余り調整権限がない。例えば道路行政に関しては建設大臣が一番の権限を持っていて、総理大臣が建設大臣をさしおいて、ああしろ、こうしろと言うことはできない。通産大臣のエネルギーに係わることについても、総理大臣だからと言って差し出がましいことは言えない。要するに日本の総理大臣は行政の中では司会者の様なものである。そのために、一旦緩急があつた時に総理大臣はてきぱきとした行動が取れないということが、神戸の地震の際、ジャーナリズムから厳しく指摘された。反面司会業と言うことから、大統領制と違って突発的な行動をしないという点では安定感がありゆっくりと動いている。

日本の知恵かもしれないが、総理大臣制のシステムを前提にしながらも、やや大統領型を加味した思い切ったことをする動きがここ2~3年で出てきている。



伊藤教授

3. 外圧による変化

こうした動きは、たまたまバブルの崩壊と一致している。最初のきっかけは日米経済構造協議である。外部の圧力がアメリカから来て、これに対応しなければならないと言うことで、矢継ぎ早に規制緩和・経済構造協議・黒字減らし・輸入を増やせ、と言う話題が出て来た。それに対して通産省・建設省・農林省等が対応して来た。私が係わった行政改革の議論の中で、「住宅の値段が高い。この値段が高い原因はどこにあるのか。行政の介入が余りにも強すぎるのではないか。」とする意見が米国から持込まれた。基本的には日本の縦割社会では、業界のそれぞれの検査機関を持っている。即ち何んとか協会と言うのがあって、そこを通らないと品物の効力が認可されない。あるいは仕事の完成がオーソライズされないということになる。そういうことがどんどん重なって建物のコストがあがっていくと言う話であった。これに対応して住宅局は2000年までにマンションや1戸建住宅のコストを3分の1下げると宣言した。こういう消費者側に好ましい動向は、アメリカのプレッシャーがなければ生れてこないというのは大変不思議である。日米構造協議のプレッシャーは、その点で市民社会にとって有難いものであった。

特集2：シンポジウム特集

4. 強力な委員会による変化への後押し

こうした動きをこのまましり切れとんぼにさせてはいけないと言うことで、行政改革の委員会が作られた。それに続いて地方分権の委員会が作られた。この委員会は5年間の期限をもつ常備組織である。つまり5年間はしっかりした事務局がついているということである。行政改革委員会が動き出して、あれやこれやしているうちに、今年1月神戸の地震が起きた。そこで、「阪神淡路復興推進委員会」が出来た。これも1年間の期限の委員会であるが、極めて強力な事務局がついている。この事務局が「復興推進本部」である。こういう風にして、これらの委員会は、従来の縦割組織とは違って、期限を区切って強力な委員を限定的に6～10人置き、後に事務局がつき、動くことになった。その成果を政治が見守っていくことになる。これらは今までの「制度調査会」やその他の組織よりも格段に強い行政権限を与えられているわけである。これらの委員会がこれ迄より格段に強い力で、行政改革や地方分権に取組むことになる。

5. 歴史の転換点にある現在

こうした動きを見ていると、21世紀には何か変わったことが起こるであろうと思わざるを得ない。21世紀になって、「20世紀に一体何が起きたか」と言うことを歴史学者がふりかえってチェックをすると、多分ここ1～2年は明治維新と同じ位の大きさで、日本の社会を変えていく動きが出ていたと言うことになるのではないか。首都移転の話も、5～6年前こんなこと出来るかと思っていたが、とにかくその委員会が動き出して、1995年12月に国会移転の基本方針をまとめてしまった。21世紀になって東京から首都が動き出すと言う現実的な動向が出てくるのかなと思っているところである。

6. 地方分権委員会の役割

「地方分権委員会」の「地域づくり部会」でどうすることを仕事とするかについてふれてみる。役所の分野では、建設省・農林省・運輸省・通産省そし

て国土庁である。本委員は元知事・元市長・学識経験者の7人である。彼等は今までの中央政府支配の行政制度に極めて批判的である。それらの委員の見解によれば、都市計画行政は余りに建設省支配になりすぎているのではないかということになる。建築基準法についても、国が定める建築主事が本当に必要なのか、あるいは建築基準法の集団規定を画一的に国が定めてよいのか、こういった意見が次々に彼等から出て来るものと思われる。土地に結びつく行政の実態はこれから次々と「地方分権推進委員会」の「地域づくり部会」の聞き取り調査の対象になつて来る。

7. 地方分権委員会への期待

この委員会の最終報告は、私の想像では、公正取引委員会の排除勧告くらいの強さを持つものではないかと思う。したがって、各省のこの委員会への対応はこれ迄になく真剣になろう。それでは、都市計画は何故に中央コントロールがこれほどまで強すぎるのかという批判について紹介する。都市計画は、小さいところでは、公園の設計あるいは道路の線形・幅員から、大きいところでは、東京の外郭環状道路まで、つまり身近なところから日本全体に影響を与えるものまで、都市計画決定という都市計画法の定めている行政行為で覆っている。これでは、余りにも建設省の介入が日本の国土全部を覆っているではないかという批判である。さらに、都市計画では、一応かなりの部分は、法律によれば県知事の認可になっているが、知事が決めたとしても、それに對して大臣が承認しなければならないという国家の介入が、あちこちに出て来る。この点は都市計画だけではなく、農地法でも港湾法でも同様の記述がある。中央官庁の説明では、大臣承認は国家の利害そのものに深く係わるものを作りとしていると言う。しかし委員会の7人の委員によれば、「30年前40年前と同じ様に、中央官庁は地方政府の言うことは信用していない。そこから脱却出来ないでいる。」と主張する。

特集2：シンポジウム特集

8. 地方分権に向けたのひとつの動き

しかし、これに対する建設省の言い分が、微妙に変わって来ている。微妙な変わり方と言うのがどういうことかと言うと、小さい都市計画は大臣承認のいる都市計画の中から外そうと言うことである。小さい都市計画とは、私達の日常生活空間を対象とした都市計画である。例えば、住宅地の道路や公園、土地利用である。この点については、三大都市圏の高密度な市街地についてもあてはめてよいのかもしれない。これは私の意見である。都市計画で大臣が責任を持って引受ける領域を新しく考える時代に来たのではないかと思う。私なりに頭の中で整理していくと、建設大臣の行なう都市計画は、これ迄都市計画が取扱っていなかった、国家的な事業や土地利用にその対象をむけていってはどうかという提案になる。例えば長良川河口堰は、河川局の理屈にたった治水事業としてスタートした。それに対して、住民が反対した。長良川河口堰を作ろうとする役所側の行動と、それに対する住民側のリアクションを。何か土俵があって、その土俵の中で対等にきちんと議論すれば、無益な時間の浪費はさけられるのではないか。これから、建設省や運輸省や農林省が行う極めて全国的な影響を与える、こういう河口堰のような河川の施設や自動車専用道路あるいは石油パイプライン、こういう事業は、都市計画と言う土俵に乗せて、公と民とがきっちり議論して、議論の結果を、都市計画決定という行政的約束として決めていく、このような方向が考えられるのではないかと思う。それ以外の、例えば住宅地の区画整理・街路網・公園等の都市計画は、県庁や市役所にまかせて良いのではないか。公園設計とか土地利用計画は自由にやってよいのかもしれない。その基準は場合によっては、東京都で言うならば中野区と杉並区は同じでなくて良い。それぞれの区の実情にあったもので良いではないか。そこで東京都が共通の約束事を作る必要はないのではないか。こういうことが出来来そうな感じがする。

10. 母親としての行政・父親としての行政

建設省の都市計画に係わる人達は、都市計画法と言う法律を後ろにして、ある時には母親の如く、ある時には父親の如く、国民に対応してくる。ある時には母親の如くと言うのは細々した事まで面倒を見るということである。歩行者専用道路を作らなければいけないと、どこかの市役所が考える。そういう話が市役所から県庁へ上がって来る。県庁の方はその話を建設省のどこかへあげる。「そうか、それは大切な話だから補助金を出そう。これからは、こうした補助金は大事だから増やしていこう」となる。そういうことは極めて母親的なことである。それに対し東京の外郭環状道路を事業化するかしないかと言うことは、建設省からみれば地方分権的都市計画ではなく、国家そのものの都市計画であるのかもしれない。それらの必要性を述べてこの計画を時代の変化に対応しながら事業化の可能性について検討をすすめることは、場合によっては父親的な頑固さが要求されることになる。自分の考えた筋は絶対に曲げないと言うところは男性的である。こういう2つの性格をこれからの都市計画は明確に整理する必要がある。母親的な物は完全に県と市に渡す。国がかかる都市計画は、極めて強い国家の筋道をきっちり国民に理解してもらう領域を扱うことになるのかも知れない。

そうなって来ると、電力・石油・ガスといったエネルギーをいろんな形で重層的に使って行くことも、新しい都市計画の領域になってくると思われる。

11. 震災後の跡地利用に関する問題

神戸の地震の復興事業と都市計画の関連について話をする。ある製鉄会社が地震の被害にあり、溶鉱炉1基だけを残すことになった。色々デリケートな問題が跡地利用にはあると思われるが、たまたま今春エネルギー庁が、売電を許可するという制度を作った。売電は製鉄会社にとっては、企業の活性化にとって大変重要な事業である。製鉄会社の中だけで使っていた電力を、そのまま溶鉱炉が少なくなれば電力会社に売ることができる。したがって、売電は企業経営にとって、前向きに取り組まなければなら

特集2：シンポジウム特集

ない問題になる。何故、当該製鉄会社の発電所問題が都市計画上の議論として重要になるのであろうか。この製鉄会社が当該地で何十万KWHか分からぬいが、都市内立地型発電所をつくることになると、遠隔地に同規模の発電所を建設したときよりも、送電損失が少ないのであるから、トータルとしてはCO₂の日本列島からの排出量は少なくてすむ。問題はCO₂の排出量が神戸市で多くなるということである。市民感覚としては、地球環境の悪化に貢献するようなことはいやだということになる。

12. 防災と施設の関係

もう一つのエネルギー施設の都心立地問題は、防災上の観点からである。エネルギー供給は多様性がなければいけない。遠隔地の発電所からも、近い発電所からも、そして通常の大きい発電所だけではなく、街の中にあるコーチェネレーションの発電基地からも、電力などのエネルギー供給を受けることにしておけば、大地震が起きた時に、とんでもないトラブルはある程度は食い止められるかもしれない。こういう風に話を詰めてくると、もしかすると発電所の都心型立地問題は、消費者自ら、つまり都市地域の中の企業と市民が使うエネルギーや、又彼等が排出する廃棄物をいたづらにかつ安易に地域外に依存すべきでないという、都市生活の新しいモラルの問題に帰結してくる。外側の状況がどうなっているかと言うことに関心を持たないで、外側から供給される物を快適に自らの地域の中で消費することはおかしいということである。こういうことは外側から言わない限りは多分出来ない。そうすると、今のような問題提起をきっちりするのは国でなければならない。まさにこれは男らしい都市計画の議論になる。日本人の持っている曖昧さと集団的に自らを守るということの欠陥がここ2～3年次々と、国際化の流れの中で露呈して来ている。直すためには、一番身近な所から、直して行こう。幸か不幸か、都市計画に外圧がない。そのため、割合日本人向きに直すことが出来るかもしれない。

13. 容積移転と都市開発

都市計画について、地方が思い切ったことを出来るようになると、どういう新しい可能性が起きるか。これは私の想像であるが、もし、東京都知事が建物の容積率のコントロール、公園の計画決定それから開発許可制度これについて、かなり自由に、つまり国の事を考えないで、判断が出来ると言うことになると、臨海副都心の問題も新しい展開が可能になる。

例えば容積移転である。ある会社が東京23区に建物を沢山もっているとする。その会社が、どこかの所有地では使いつる容積率が余っていてこれ以上使わなくて良いとしよう。しかし、別のビルの立替えには容積はもっと増やしたいと考える。この場合、その会社の総容積は変えないで、対象となるビルの容積を持ち上げることがあってもおかしくはない。その代わり、他の所有地の容積は0になるかもしれない。場合によっては公園にしても良いかもしれない。但し、その会社が東京23区の地域に対してより良い快適な環境を提供するということが、客観的に証明されることが必要となる。もし、東京都知事が裁量権をもっているとすると、極めて良心的な行動をする企業のそういう積み上げには早めにハンコを押すことが許されるかもしれない。つまり今までとは違うことでも前向きにやってみようかということになる。容積移転の問題は、何も街を悪くするということではなくて、結果的には街の環境を思い切って良くするということも十分あり得る。総合設計制度の公開空地の問題も同様である。

14. 終わりに

ちょっとオーバーであるが、2000年を迎えるここ数年間は、地方分権とか都市計画とか国の縦割行政とか、このような国そのものの行政システムが大きく揺るがれる時代である。是非ここ1～2年色々このような話を聞き頂いて、皆さんの頭の中に皆さんなりの街づくりの体系をお作りいただきたい。多分何年か後に、いろんな市民の意見を聞いて政府が新しい行政システムをまとめるとときに皆様の考え方方がとても役に立つことになるのではないかと思う。

都市防災への取り組み

建設省都市局都市防災対策室長

沖村恒雄

本日は、都市防災への取り組みというテーマでお話させていただくわけであるが、都市防災の担当者としては、地冷協会が都市防災を取り上げられたのは非常に有意義であると思っている。

都市防災への取り組みということで、地震による都市災害、大規模地震対策、更に今までにどのような震災対策を講じ、今後どのように構じようするのかといった観点でお話させていただく。

1. 地震による都市災害

先ず前段として我国の地震災害の特徴について述べたいと思う。我国の都市においては、自然災害のうち大地震による災害が最も影響が大きい。日本は世界有数の地震国である。世界の地震分布図を見ると、いくつかのプレートが分布しており、このプレートとプレートがぶつかり合う所に地震が多い。

日本については、太平洋プレート、フィリピン海プレート、ユーラシアプレートがぶつかり合うところに地震が多く発生している。

次に、このようなプレート型と併せて今回の兵庫県南部地震でも問題となった活断層がある。プレート型地震はある程度予測可能であるが、活断層による直下型地震は非常に予測しにくいと言われている。活断層は日本全国至るところにある。プレート型の地震が予想される地域に加えて県庁所在地や政令指定都市といった人口の多い所に対して、どのように地震対策を行なうかが課題となっている。

このような地震が起った場合、我国の都市の脆弱性が問題となる。災害に対する都市の脆弱性として次の3点が挙げられる。

- ①高密度の都市が地盤の良くない沖積平野に広範囲に立地している。
- ②木造建築物の多い密集市街地が存在している。



③道路、公園等の都市基盤施設整備が遅れている。

こういったことから、地震による災害が市街地に広く拡大する恐れがあると言われている。

近年非木造率は上昇しているが、依然木造市街地が多く、また都市公園の整備率(1人当たり面積)、道路の整備率、下水道の普及率が低い訳であり、こういった都市基盤施設の整備が非常に重要となっている。

大地震による都市災害は進化すると言われる。まず関東大震災であるが、当時の状況として、木造家屋倒壊、大規模火災、多数の焼死者が挙げられ、これに対して都市の不燃化、建築物の耐震化、大規模な避難施設の整備が課題とされた。

次に昭和39年6月の新潟地震がある。石油タンクの火災、地盤の液状化、橋桁の落下が生じ、コンビナート対策、地盤対策、構造物対策が課題とされた。更に宮城県沖地震では、OA、コンピュータの時代に入っており、コンピュータの転倒、宅地の崩壊、ライフラインの被害があり、コンピュータ、ライフライン対策が大きな課題とされた。

次に平成5年1月の釧路沖地震であるが、この時にも地盤の液状化があり、液状化による港湾施設等の被害、ガス・下水等の被害が生じ、そのため、液状化対策やライフライン対策等が大きな課題とされ

特集2：シンポジウム特集

た。

続いて今回の兵庫県南部地震であるが、被害状況については、死者5,500人（圧死者が非常に多かった。また、死者に占める高令者の比率が高かった）、避難された方31万人、物的被害の概要については住宅、建物等の被害が20万戸のうち、全壊が10万戸、半壊が10万戸であった。またライフラインの被害状況も、水道・電気・ガス等大変な惨状であった。

今回の震災に対して、8月の段階で建設省が取りまとめた教訓として以下のいくつかのポイントがある。

(1) 木造密集地域等都市基盤未整備の市街地で火災が多発し、広範な焼失が生じたことにより、市街地の面的整備等の推進が防災性の向上に直結しており、その重要性が認識された。

(2) 避難地、避難路、防災拠点等が適切に確保されなかった地域において、避難、救援、復旧等の活動に支障が生じたり、土砂災害・二次災害の危険箇所等が発生し、都市にとって安全確保のための施設整備の重要性が認識された。

(3) 耐震性の低い住宅・建築物の倒壊が原因による多くの犠牲者の発生や宅地の擁壁の崩壊が見られたことにより、住宅・建築物等の安全性の確保の重要性が認識された。

(4) 道路橋等構造物に大きな被害が生じたことにより、都市の基盤となるような根幹的な公共施設の安全性の向上についての重要性が認識された。

(5) ライフラインが多くの被害を受け、また、復旧に長時間を要したことにより、近代的大都市の脆弱性が浮き彫りになり、都市の利便性は安全の上に形成されていることが認識された。

(6) 広域的な幹線道路の寸断により、被災地だけでなく全国に震災の影響が及んだことにより、全国的な見地からも災害の影響を最小化することの重要性が認識された。

以上をふまえて、今後の防災対策を検討していくことが重要である。

次に地震被害の予測について説明する。地震対策を行うにあたっては、大きな地震が起った場合どの

ような被害が出るかを考えることが重要である。昭和63年に国土庁で、また平成3年に東京都防災会議等で地震被害想定がなされてきたのでこれを簡単に紹介する。

国土庁の例は、相模湾におけるマグニチュード7.9規模の大地震を前提に、平日午後5時頃に風速4m/sという発生条件で起った場合（焼失面積が6%）や冬の平日午後2時頃という発生条件で起った場合等、併せて3ケースを仮定しその被害を想定したものである。一方、東京都防災会議の例も、相模トラフにおけるマグニチュード7.9規模の大地震を前提としており、夕方6時頃に風速6m/sという条件で発生した場合の被害を想定したものである。

震災対策を行うにあたってはこのような災害想定が大きな意味を持つと考えられる。

災害想定とあわせて、どのような地域が危険かという地域危険度を検討する必要がある。

東京都都市計画局の地域危険度の調査研究においては、2種類の総合危険度を検討している。総合危険度Iは、建物危険度、火災危険度の2つからなり、地盤条件、建物密度といったものが中心となっている。これを5段階で評価しており、荒川区、墨田区、足立区、葛飾区の危険度が高いとされている。

総合危険度IIというのは人的危険度、避難危険度の2つから成るもので、人がどの位置するか、避難地までどの程度かかるかなどにより評価されるものである。千代田区、中央区、台東区、新宿区等の都心部や、豊島区、中野区、杉並区、品川区といった辺りが危険度が高いとされている。

これらに対応して東京都では、避難場所、避難道路を指定している。逃げ先としての避難場所は140ヶ所である。どこを通ってどこへ逃げるかといった避難地、避難路は東京都ではこのように指定されており、東京都以外でも同様のものが指定されている。

後程説明する地域防災計画においては、このような避難地、避難路を定め、整備していくことが都市防災の観点から非常に大きな課題である。

2. 大規模地震対策

特集2：シンポジウム特集

大規模地震対策の関係法としては、先ず防災対策に関する基本的事項を定めた災害対策基本法がある。これは防災計画の作成や、災害予防、災害応急対策、災害復旧等の災害対策の基本を定めたものである。地震対策に限らず災害一般に関する基本法である。この法で中央防災会議の設置が定められている。中央防災会議の決定事項として、南関東地域直下の地震対策に関する大綱が平成4年に定められている。

災害対策基本法は昭和36年に制定されたが、今回の震災を背景に平成7年4月に修正が加えられている。

災害対策基本法では防災に関する計画として、中央防災会議では防災基本計画を定め、各関係行政機関、関係公共機関においては防災業務計画を定め、各県・市においては地域防災計画を定めるものとされている。

防災基本計画については平成7年7月に改正され、国、公共機関、地方公共団体等が災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階で実施すべき措置等につき、具体的に記載している。特徴的なのは地震、風水害、火山災害ごとにそれぞれどうすべきかについて記載したことである。防災の基本方針の中で、防災をめぐる社会構造の変化と対応についてとりまとめてあるが、そこでは、

- ・都市化の急速な進展に対応して災害に強い都市構造の形成を図る。
- ・高令者等いわゆる災害弱者の増加に対応したきめ細かな施策を行う。
- ・ライフライン、コンピュータ等への依存度の増大に対応しこれらの施設の耐災化を進める。
- ・近隣扶助の意識の低下に対し、コミュニティ、自主防災組織等の強化を図る。

とされている。

昭和53年には、東海地震の関連で大規模地震対策特別措置法が制定されている。この法律により、大地震の可能性が特に大きい静岡県等6県において、東海地震に係る地震防災対策強化地域を指定し、更に地震対策緊急整備事業に係わる都市公園の整備、避難路の整備といったものに対して国の負担・補助

割合を上げている。

また、先般の阪神・淡路大震災の後の措置として、地震防災対策特別措置法が議員立法により平成7年6月に制定され、地震防災緊急事業5ヶ年計画を策定することになり、目下準備中である。

さらに、同じく平成7年6月に被災市街地復興特別措置法が制定され、今回のような大地震で被害が大きかった地区に対して、そのままであると従来と同じような道路等の基盤の整備されていない地区に再び木造の密集市街地ができる可能性があるような所について、被災市街地復興推進地域を指定することができる。その地域内では、被災後2年間で都市計画で定めるまで建築物の制限が行われる。この制限は地区計画、市街地開発事業、すなわち土地区画整理、再開発等の都市計画決定によって解除される。地区計画や土地区画整理事業に進むことを念頭に置いて、その間の建築物の規制を行うということである。

被災市街地復興推進地域については14地区、約268haについて指定されている。

3. 都市の防災構造化

次に都市の防災構造化という観点での施策についてお話をしたい。

都市計画或いは都市施設の整備の観点から、まず、避難地の整備、防災公園の整備が重要であり、防災公園に対しては用地費の補助について優遇措置が取られている。避難路については街路事業、土地区画整理事業等で進められる。

次に都市防災不燃化促進事業について説明したい。避難地、避難路等についてはこれらの施設の周辺の不燃化が重要である。このため

- ①避難地周辺の120mの区域
- ②避難路周辺の両側30mの区域(避難路は15m以上であるので、合せて75m)
- ③延焼遮断のため、道路・河川・鉄道等を含む45m、片側不燃化の場合は60m

これらの地域において耐火建築物を建築する者に対して耐火建築物と木造建築物の建築費の差額の一

特集2：シンポジウム特集

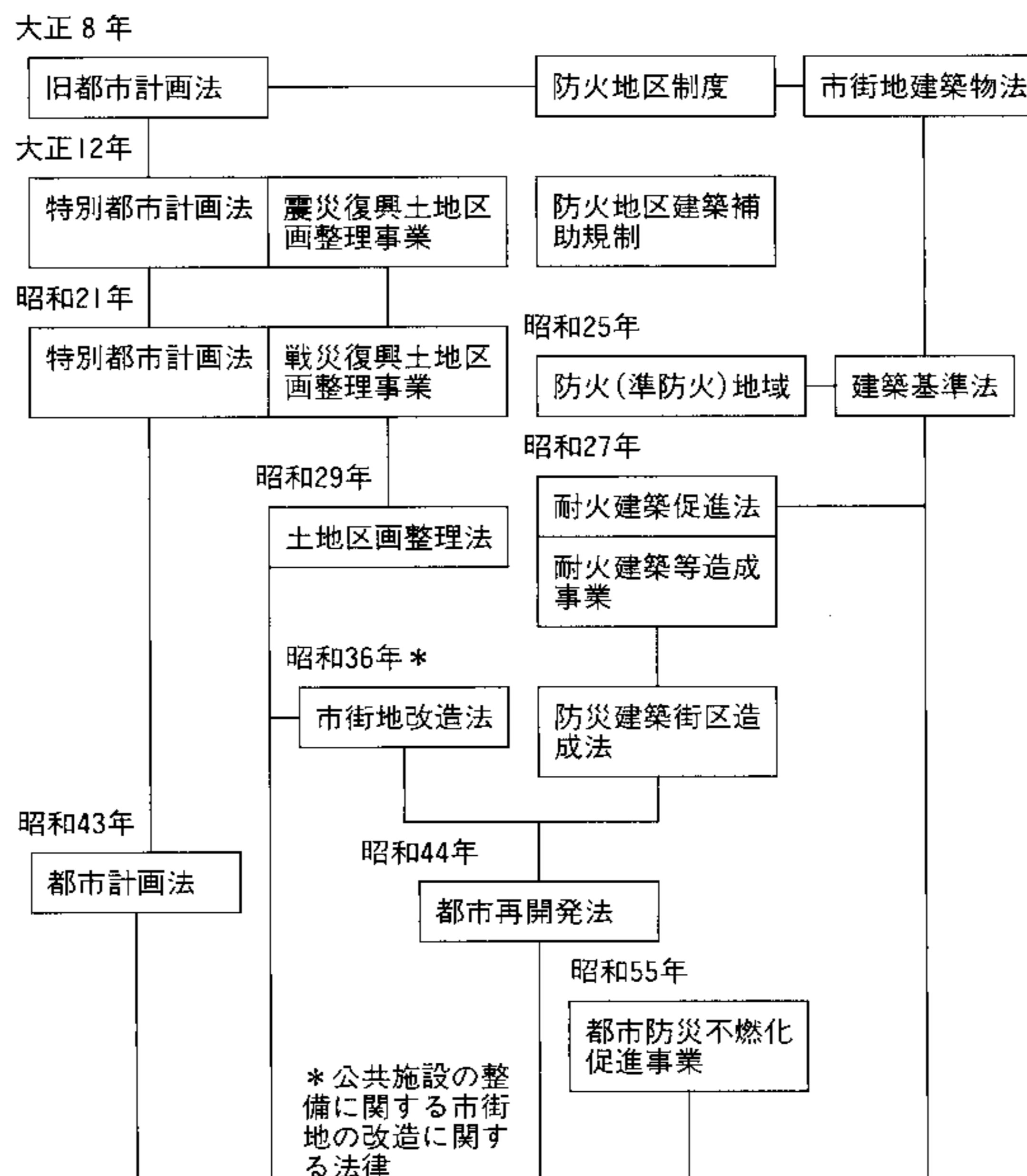


図-1 都市防災関連法制の流れ

部が助成される。

東京都においては、延焼遮断帯を各地に指定しており、それらの整備を図っている。更に不燃化の観点から、避難地の周辺、避難路の周辺、延焼遮断帯等により市街地の不燃化を進めているが、それと併せて①防火地域の指定、②市街地再開発事業、③都市防災不燃化促進事業といった建築物の不燃化の促進を図っている。

次に、都市防災関連法制の流れについては図-1の通りであり、避難路、避難地の整備と併せて色々な制度に基づき都市防災化を推進してきている。

都市の防災構造化の中で避難路・避難地の整備と併せて都市の不燃化が非常に重要である。なお、都市防災不燃化促進事業については地域が限定されている。

国の補助を受ける都市防災不燃化促進事業が実施

可能なのは、地震予知連絡会の指定する特定観測地域、これは、過去に大地震があって最近大地震が起きていない地域など、また同じく観測強化地域、これは、異常が発見された場合に主に観測を強化している地域など、地震予知連等の関連で定められた地域がある。

それと併せて東海地震に係る地震防災対策強化地域が静岡県を中心に定められており、この地域が対象となる。このような大地震の発生の可能性が高い地域と、三大都市圏の既成市街地において不燃化促進事業が行われている。

都市防災対策室においてはこのように、避難路・避難地の整備、都市の不燃化といったことを中心に都市防災対策を進めているところである。

今後共、都市防災対策の効果的な推進を図っていきたいと考えている。